

第8回 環境民事訴訟

2007年6月8日
担当者：交告尚史

I. 四大公害訴訟判決における法理論面での成果

1. 過失論 —— 注意義務の一般的基準（新潟地判昭46.9.29）——

- (1)不法行為における過失について的一般論
- (2)過失の客觀化
- (3)予見可能性説と結果回避義務説

★大阪アルカリ事件

(4)四大公害裁判の成果

- ①熊本水俣病第一次訴訟判決（熊本地判昭48.3.20）
- ②新潟水俣病第一次訴訟判決（新潟地判昭46.9.29）

化学企業が排水を河川等に排出する場合には、最高の分析検知の技術を用い、排出中の有毒物質の有無、性質、程度等を調査し、このために生物、人体に危害を加えることのないように万全の措置をとるべきである。

（淡路剛久『公害賠償の理論・増補版』53頁以下）

2. 因果関係の事実上の推定（新潟地判昭46.9.29）

いわゆる門前理論 Cf. 内田貴『民法II』（東京大学出版会、1997年）361頁

- ①被害疾患の特性とその原因物質
- ②汚染経路
- ③原因物質の生成・排出に至るメカニズム（企業内の事実であるから証明困難）

原告は、企業の門前まで汚染源を追求すればよい。

イと口については、情況証拠の積み重ねにより、関係諸科学との関連において矛盾なく説明できれば、法的因果関係の面ではその証明があったものと解するべし。その場合、ハについては、企業側で自己の工場が汚染源となりえないことを証明しない限り、その存在を事実上推認され、その結果すべての法的因果関係が立証されたことになる。

*「一応の推定」と間接反証

主要事実たる因果関係（民709条「…ニ因リテ…」）の証明責任はあくまで原告にある。

しかし、原告がイと口の（間接）事実を証明したときは、因果関係の存在が「一応推定」され、被告が別の間接事実であるハを証明して先の一応の推定を崩さない限り、その一応の推定に基づいて裁判がなされる。

Cf. 林屋礼二『新民事訴訟法概要〔第2版〕』（有斐閣、2004年）321~322頁

3. 疫学的因果関係（津地四日市支判昭 47.7.24）

(1)疫学とは？

疾病、事故、健康状態について、地域・職域などの多数集団を対象とし、その原因や発生条件を統計的に明らかにする学問。

(2)大気汚染と閉塞性肺疾患の増加との因果関係を疫学的観点から認定するための条件

- ①その因子が発病の一定期間前に作用するものであること
- ②その因子の作用する程度が著しいほど、その疾病の罹患率が高まること
- ③その因子の分布消長の立場から記載疫学で観察された流行の特性が矛盾なく説明されること
- ④その因子が原因として作用する機序が生物学的に矛盾なく説明されること

(3)水俣病の認定基準となる症状について

環境庁の判断条件の変更

①1971年環境事務次官通知：患者救済色の強いもの

四肢末端・口囲のしびれ感、言語障害、歩行障害、視野狭窄、難聴

主要症状=視野狭窄、運動失調、難聴、知覚障害

いずれかの障害+有機水銀の摂取 → 水俣病認定

②1977年環境保健部長通知

単独の症状では他の要因による病気と区別がつかない。感覚障害と運動失調、感覚障害と視野狭窄など複数の組合せを要求。

(1998.11.13 朝日新聞「水俣病の基準で新たな論点——疫学で『未認定』に異議」)

(4)情報公開事件

「水俣病認定条件巡る専門家会議録 資料発見公開求める 情報公開審答申」

(2002.3.5 朝日新聞夕刊)

「水俣病認定基準の専門家検討会 環境省が記録開示」

水俣病認定検討会第1回眼科小委員会は結論として、水俣病認定の判断条件には、手足のしびれ以外に視野狭窄の有無など特定の複数の症状の組合せが必要とした。これを機に認定を棄却される人が増え、国家賠償訴訟が相次いだ。

(2002.3.22 朝日新聞)

(5)水俣病関西訴訟控訴審での応酬

①疫学者の意見

有機水銀による汚染地区と非汚染地区の感覚障害の有症率には 100 倍以上の差がある。これは水俣病と判断するのに疑問のない数値。

②判断基準を決めた検討会の委員

臨床なしに疫学だけで判断することはできない。

③課題

環境疫学研究者の養成。四日市公害問題では疫学者が活躍。その後国が養成の努力

を怠る。

(6)水俣病関西訴訟最高裁判決後の国の対応

救済策を拡充するも認定基準は変えず。朝日新聞 2005.3.31 夕刊、4.1 朝刊

1. 差止めとは

公害などのように侵害行為が継続的になされている場合、その侵害行為をやめさせて現在および将来の被害の発生を防止すること。民法に差止めの規定はないが、物権、人格権などの権利が侵害されたことによりその権利に基づいて認める説と不法行為の効果として認める説がある。

2. 差止めの根拠

- (1)人格権：人が生活体または社会的活動単位として有する個々の人格的利益を目的とする権利。生命・身体・自由・名誉、貞操・氏名・肖像・信用などに認められる。

Cf. 民法 710, 711 条

- (2)環境権：良い環境を享受し、かつこれを支配し得る権利

3. 環境権と差止訴訟

- (1)豊前火力発電所操業差止訴訟（福岡地小倉支判昭和 54 年 8 月 31 日）

環境権は具体的な権利ではない。これに基づく差止訴訟は審判の対象としての資格を欠く。

- (2)東北電力女川原発訴訟（仙台地判平 6.1.31 判時 1482 号 3 頁）

建設、操業の差止は本案審理に入るに十分具体的、特定的な請求ではないかという学説の批判を受け容れて、環境権が民訴法上請求権として民事裁判の対象となりうることを認めたが、実体法上の請求権として承認しうるかどうかについては判断を留保した（人格権も併せて主張されていた）。 （拙稿ジュリスト 1049 号）

Cf. 高裁判決：仙台高判平成 11 年 3 月 31 日判時 1680 号 46 頁。ジュリスト重判岩橋解説。

4. 環境権

- (1)日弁連の推移

当初、環境権は差止訴訟の根拠とするために支配権的に構成された。

1970 日弁連、第 13 回人権擁護大会シンポで提唱。

1973 大阪弁護士会、環境権の理論的構想。

1986 日弁連、第 29 回人権擁護大会シンポで「自然享有権」を提唱。

「自然は、人間の生物学的生存の基礎であり、精神性の基盤である。ゆえに、自然享有権は自由権的基本権の性格をもつ。それは国家や社会的権力による人間実存への侵害を排除しうる権利である。」

(2)環境基本法制定に際しての国会での議論

「法律上の権利として熟していない。環境権の趣旨は 3 条に的確に位置づけられている。」

(3)長良川河口堰建設差止訴訟

(a)第一審判決（岐阜地判平 6 年 7 月 20 日判時 1508 号 29 頁）

<原告の主張>ダムのない自然の残った数少ない一級河川という環境質を享受しているところ、それが堰の建設と河床の浚渫により破壊されることとなり、原告らの環境権が侵害される。『環境を支配しているとは言っていない。

<差止めの要件に関する判旨>環境基本法 3,8 条をもって環境権の根拠とすることはできない。3 条は理念規定、8 条は抽象的な責務規定。

(b)控訴審判決（名古屋高判平成 10 年 12 月 17 日判時 1667 号 3 頁）

<控訴人（原告）の主張> 河川環境は流域住民の共有に属する。集団的環境権。環境権の空間的共有（同一世代の流域住民）と時間的共有（次世代との共有）

<判旨> 集団的権利は民事上の請求の根拠となり得る権利とは言えない。

- ・権利者の範囲が不明確
- ・権利の客体である環境の内容が多様
- ・その侵害が権利主体である各個人に対して及ぼす不利益の内容や程度が多様
- ・当事者が自己に帰属する共有持分を越えて当事者以外の者に帰属する権利利益まで主張する点については、当該当事者の当事者適格を肯定することが困難。民事訴訟を主観訴訟とみる伝統的な考え方やこれを前提とする実体私法の法解釈と必ずしも適合しない。